

省エネ適判等手数料（徳島県県土整備関係手数料条例）

1枚目/2枚中

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

A. 住宅部分

（一戸建ての住宅（専用住宅に限る））

【申請面積は棟単位】

申請面積	評価方法		
	仕様基準のみ※1	仕様基準・計算併用※2	その他
200㎡以下	18,000円	27,000円	36,000円
200㎡超	20,000円	30,000円	40,000円

（共同住宅、長屋、兼用住宅の住宅部分 等）

【申請面積は棟単位】

申請面積	評価方法		
	仕様基準のみ※1	仕様基準・計算併用※2	その他
300㎡以下	35,000円	54,000円	73,000円
300㎡超 2,000㎡以下	60,000円	90,000円	121,000円
2,000㎡超 5,000㎡以下	109,000円	157,000円	207,000円
5,000㎡超	164,000円	230,000円	296,000円

※1 新築・増改築する部分が住宅部分のみであって、仕様基準のみで評価する場合は省エネ適判を要しない。（任意で受けることは可能）

※2 外皮性能又は一次エネルギー消費性能のいずれか1つを仕様基準で評価する場合

B. 非住宅部分

【申請面積は棟単位】

申請面積	工場モデル用途		その他の用途	
	評価方法		評価方法	
	モデル建物法	その他	モデル建物法	その他
300㎡以下	20,000円	24,000円	92,000円	240,000円
300㎡超 1,000㎡以下	28,000円	32,000円	117,000円	300,000円
1,000㎡超 2,000㎡以下	39,000円	45,000円	154,000円	388,000円
2,000㎡超 5,000㎡以下	100,000円	107,000円	249,000円	553,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	151,000円	159,000円	325,000円	682,000円
10,000㎡超 25,000㎡以下	187,000円	196,000円	390,000円	806,000円
25,000㎡超 50,000㎡以下	233,000円	242,000円	458,000円	919,000円
50,000㎡超	260,000円	266,000円	512,000円	1,010,000円

【備考】

- 住宅部分及び非住宅部分を有する「複合建築物」の場合は、それぞれの部分について、A. 又はB. により算定した額の合計額
- 計画変更に係る判定 又は 軽微な変更該当していることを証する書面の交付（ルートCの場合）については、変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を申請面積として手数料を算定（複合建築物の場合の算定は上記と同様）

省エネ適判等手数料（徳島県県土整備関係手数料条例）

2枚目/2枚中

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定、低炭素建築物新築等計画認定手数料

A. 住宅部分

（一戸建ての住宅（専用住宅に限る））【申請面積は棟単位】

申請面積	適合証の有無	
	適合証あり	適合証なし
200㎡以下	5,000円	評価方法ごとに 1. の額
200㎡超	5,000円	

（共同住宅、長屋、兼用住宅の住宅部分 等）【申請面積は棟単位】

申請面積	適合証の有無	
	適合証あり	適合証なし
300㎡以下	10,000円	評価方法ごとに 1. の額
300㎡超 2,000㎡以下	22,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以下	48,000円	
5,000㎡超	85,000円	

B. 非住宅部分

【申請面積は棟単位】

申請面積	適合証の有無	
	適合証あり	適合証なし
300㎡以下	10,000円	評価方法ごとに 1. の額
300㎡超 1,000㎡以下	17,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以下	28,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以下	85,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以下	134,000円	
10,000㎡超 25,000㎡以下	169,000円	
25,000㎡超 50,000㎡以下	211,000円	
50,000㎡超	245,000円	

【備考】

- ・ 住宅部分及び非住宅部分を有する「複合建築物」の場合は、それぞれの部分について、A. 又は B. により算定した額の合計額
- ・ 計画変更に係る認定は、変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を申請面積として手数料を算定（複合建築物の場合の算定は上記と同様）ただし、技術基準に係る変更を要しない場合は、5,000円

<補 足>

- 改正前の建築物省エネ法第 4 1 条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度は、省エネ基準への適合義務の対象となる建築物の拡大に伴い、廃止されています。
- 長期優良住宅建築等計画 又は 長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料については、今回の手数料条例改正に伴う改定はございません。
- 詳細は、「徳島県県土整備関係手数料条例（平成12年徳島県条例第47号）」をご覧ください。